別添３

新潟市発注工事における熱中症予防対策の取組み

◆ 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、共通仮設費や現場管理費の補正の他、猛暑日による作業不可能日を考慮して工期を設定

	土木工事	営繕工事
	共通仮設費（現場環境改善費）の補正	**共通仮設費**
内容	熱中症対策等の実績に応じて費用（現場環境改善費率の50%が上限）を計上	当初設計時の共通仮設費率に含む
対象	主に、現場の施設や設備に対するもの 具体例：日除けテント、大型扇風機、送風機、ミストファン、製氷機　等	
適用	R7.4.30以降発注の工事	R5.10.30以降発注の工事
	現場管理費の補正（試行）	**現場管理費**
内容	工期における真夏日率の実績に応じて補正 ※真夏日は日最高気温30度以上、又は、WBGTが25℃以上	当初設計時の現場管理費率に含む
対象	主に、作業員個人に対するもの 具体例：塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット　等	
適用	H31.4.1以降発注の工事	R5.10.30以降発注の工事
	工　期　設　定	
内容	(土・営)猛暑日による作業不可能日を考慮して工期設定 (営)工期における真夏日率の実績に応じて工期延長	
適用	R5.10.30以降発注の工事	R6.10.30以降発注の工事

※上記取組みの一部については、市HPに掲載されています。

（土）共通仮設費（現場環境改善費）の補正

（土）現場管理費の補正（試行）

（営）工期設定